

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年3月29日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療安全管理部要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(業務) 第2条 (1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>旭川医科大学病院医療安全管理委員会</u>（以下「<u>医療安全管理委員会</u>」という。）との連携状況，院内研修の実績，医療安全に関する患者等の相談件数及び相談内容，相談後の取扱いその他の医療安全管理者の活動実績を記録すること。</p> <p>(18) <u>医療安全管理委員会</u>の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加している，各医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの開催に関すること。</p> <p>(19) <u>医療安全管理委員会</u>の庶務に関すること。</p> <p>(20) その他医療安全に関すること。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は，令和6年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(業務) 第2条 (1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>医療事故防止対策委員会</u>との連携状況，院内研修の実績，医療安全に関する患者等の相談件数及び相談内容，相談後の取扱いその他の医療安全管理者の活動実績を記録すること。</p> <p>(18) <u>医療事故防止対策委員会</u>の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加している，各医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの開催に関すること。</p> <p>(19) <u>旭川医科大学病院医療事故防止対策委員会</u>の庶務に関すること。</p> <p>(20) その他医療安全に関すること。</p> <p>(略)</p>

【改正理由】

医療事故防止対策委員会から医療安全管理委員会へ委員会名称が変更になることに伴い、所要の改正を行うものである。